

Ⅲ 防火対象物点検報告特例認定制度

1 防火対象物点検報告特例認定制度とは（消防法第8条の2の3）

防火対象物点検報告が義務付けられている防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」）の申請により消防機関が検査を実施し、その結果、3年以上消防法令のうち火災予防に関する事項の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防火対象物として認定する制度です。

2 認定の要件及び検査項目

次の事項について、消防機関が書類審査及び立入検査で認定要件を満たしているか否かを判断します。

- (1) 申請者（管理権原者）が防火対象物の管理を開始してから3年が経過していること。
- (2) 過去3年以内に次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 消防法令違反による命令を受けたことがなく、命令を受けるべき事由が現にあること。
 - ・ 特例認定の取消しを受けたことがなく、受けるべき事由が現にあること。
 - ・ 防火対象物点検報告を怠ったことや虚偽の報告を行ったことがないこと。
 - ・ 防火対象物点検を行った結果、防火対象物点検資格者により点検基準に適合していないと認められたことがあること。
- (3) 防火対象物点検の点検基準（消防法施行規則第4条の2の6第1項各号）に適合していること。
- (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に従って設置・維持されていること。
- (5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告（消防法第17条の3の3）がされていること。
- (6) その他消防法又は消防法に基づく命令に規定する事項で市町村長が定める基準に適合していること。

3 特例認定の失効（消防法第8条の2の3第4項）

- (1) 認定を受けてから3年が経過したとき。
※失効前に再度特例認定の申請を行い、認定を受けることによって継続することができます。
- (2) 防火対象物の管理権原者が変更になったとき。
※次の場合は、管理権原者の変更には該当しません。
 - ・ 法人の代表者が変更になった場合
 - ・ 法人の名称のみが変更になった場合で、組織の変更がないもの

4 管理権原者変更届（消防法第8条の2の3第5項）

特例認定を受けた防火対象物の管理権原者が変更になった場合、変更前の管理権原者は、消防長又は消防署長に管理権原者変更届出書の届け出をしなければなりません。消防機関が届け出を指導したにもかかわらず届け出を怠った者は5万円以下の過料に処されます。

5 特例認定の取消し（消防法第8条の2の3第6項）

- (1) 偽りその他不正な手段により特例認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法令に違反し、命令を受けたとき又は命令を受けるべき事由があるとき。
- (3) 一定の基準に適合しなくなったとき。

6 防火対象物点検報告の流れ

(1) 認定申請

消防法施行規則第4条の2の8第2項に規定する様式「防火（防災）対象物点検報告特例認定申請書（別記様式第1号の2の2の2）」（以下「申請書」）に申請する防火対象物の所在地及び申請者が申請する防火対象物の管理を開始した日が記載された書類を添付し、申請する防火対象物の所在地の消防署、支署、出張所へ2部提出して下さい。

【添付書類の例】

- ・不動産登記簿謄（抄）本（※全部事項証明書、履歴事項全部証明書等）
- ・賃貸借契約書
- ・営業許可証（※店舗等の場合）
- ・基本協定書（※指定管理者の場合）
- ・財産台帳

(2) 申請書等の受付

申請書及び添付書類を確認し、不備があるときは、記載事項の訂正や必要書類の添付など補正する必要があるため、申請者等へ連絡する場合があります。

(3) 検査

検査日程を事前に消防機関と防火対象物の管理権原者等とで調整し、消防機関が書類審査及び立入検査を行います。

(4) 認定（不認定）の決定

検査の結果により、認定・不認定を決定します。検査時に認定要件に適合しない不備が確認された場合は、早期の是正を求めます。場合によっては、不認定となる可能性がありますので、日頃から消防用設備等の維持管理等を適正に行う必要があります。

(5) 認定（不認定）通知書交付

認定・不認定の決定後、申請者等に申請書の副本とともに通知書を交付します。

7 申請様式等

(1) 防火対象物点検報告特例認定申請書（別記様式第1号の2の2の2）

(2) 管理権原者変更届出書（別記様式第1号の2の2の3）

※西胆振行政事務組合のHPにてダウンロード可能です。

（URL：<http://nfd119.sakura.ne.jp/sinnsei.html>）



QRコード

防火対象物点検報告特例認定までの流れ

認 定 申 請



申 請 書 等 の 受 付

↓
不備なし

↓
不備あり



不備事項の改善

書 類 審 査 ・ 立 入 検 査



認 定 ・ 不 認 定 決 定



通 知 書 交 付